平成２２年（フ）第４５３号
愛知県刈谷市一ツ木町８丁目６番地10　エルハイムＢ棟103号
債務者　浅田ちほみ
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月13日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４８１号
愛知県西尾市緑町５丁目72番地
債務者　美濃小百合
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月13日午後２時15分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
静岡県富士市蓼原町1580番地　エトワール加藤205号、前住所静岡県富士市宮島257番地の４レオパレス宮島105
債務者　鈴木　光秋
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１２９号
栃木県下都賀郡野木町大字野木70番地
債務者　髙橋　里枝
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第５２１号
栃木県大田原市浅香４丁目3578番地384　あさかハイツ202号
債務者　金井　綾子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５２２号
栃木県栃木市城内町１丁目15番１号　市営住宅1211号
債務者　梅山　和子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５２８号
栃木県宇都宮市上野町6071番地　県営うえの住宅５号棟22号室、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字伏久123番地４
債務者　鈴木喜美子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４１０号
静岡県浜松市中区泉４丁目８番10号
債務者　古俣　順一
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４１７号
静岡県浜松市南区飯田町823番地　エクセルＴＳＵＪＩ303、前住所静岡県浜松市中区幸１丁目１番１―201号　アーバンシティ浜松幸
債務者　名坂　早苗
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４３０号
静岡県浜松市中区泉２丁目２番７号
債務者　山田きみ子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４３４号
静岡県浜松市天竜区二俣町二俣2018番地
債務者　東　　正治
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
岡山県久米郡美咲町錦織1909番地４
債務者　松岡　佑太
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１０１号
岡山県津山市林田752番地２
債務者　今井　清治
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１０６号
岡山県真庭市久世2339番地13　サフラン21上ヶ市101号
債務者　山根　真弓
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第３６２号
静岡県磐田市福田1971番地１
債務者　大庭　晴美
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係